

北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険制度は、これまで市町村単位で運営してきましたが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の問題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 27 年 5 月 29 日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年度から、都道府県単位で国保運営をすることとなりました。都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担うこととなり、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を実施していきます。

新たな制度では、北海道は、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は、北海道が決定する「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、北海道から示される市町村ごとの「標準保険料率」を基に税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなります。

この度の改正は、北海道から示された平成 30 年度の市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に、本市における軽減対策を講じたうえで保険税率の改定を行うため、北広島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【施行日 平成 30 年 4 月 1 日】

2 保険税率改定案

		現行税率	改定案税率	差
医療分	所得割	7.20%	7.45%	0.25%
	均等割	21,000円	21,800円	800円
	平等割	24,000円	24,900円	900円
後期高齢者支援金分	所得割	2.30%	2.37%	0.07%
	均等割	6,000円	6,200円	200円
	平等割	8,000円	8,300円	300円
介護納付金分 (40歳以上64歳以下)	所得割	2.40%	2.31%	▲0.09%
	均等割	9,100円	8,800円	▲300円
	平等割	4,800円	4,600円	▲200円
合計	所得割	11.90%	12.13%	0.23%
	均等割	36,100円	36,800円	700円
	平等割	36,800円	37,800円	1,000円

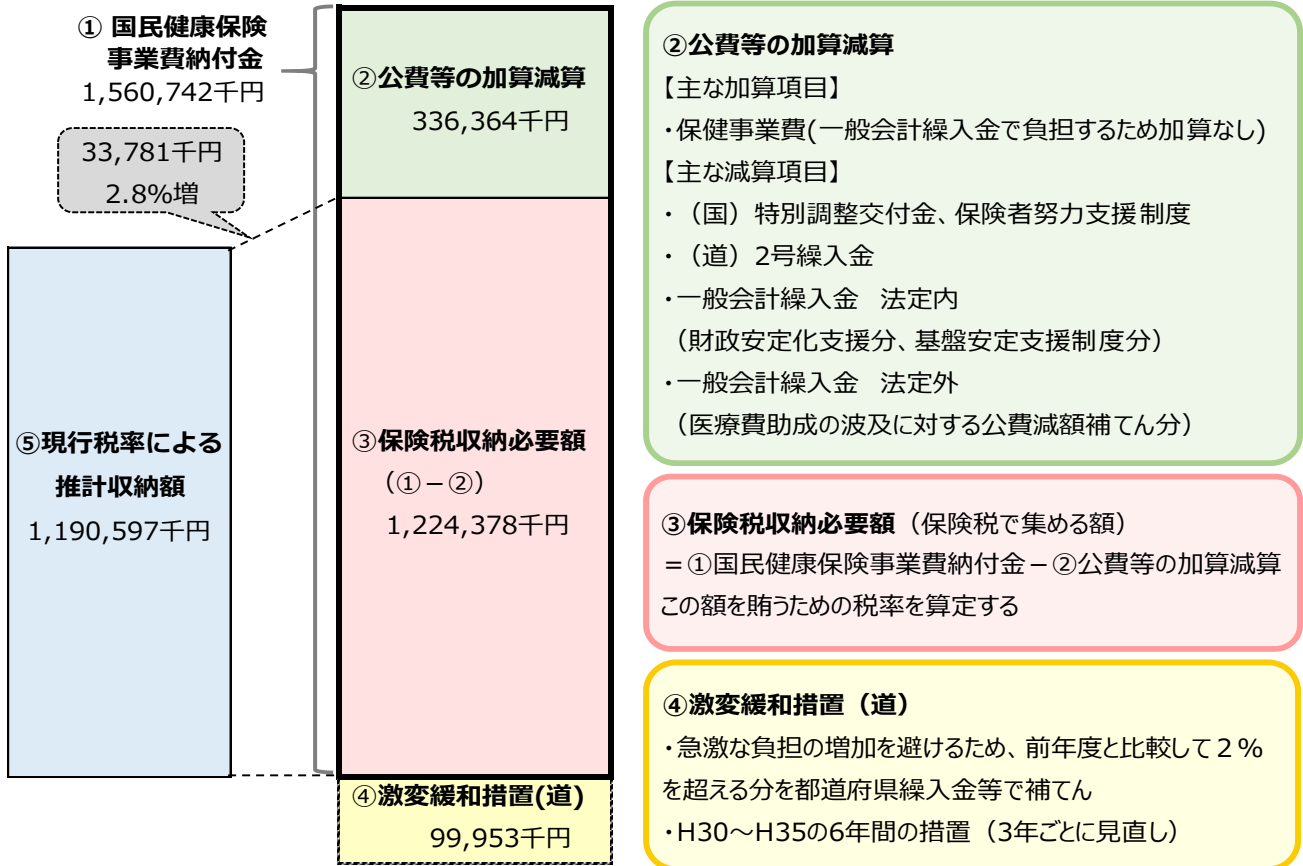
○所得割・・・被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除 33 万円を控除した額に税率を乗じた額

○均等割・・・被保険者 1 人あたり

○平等割・・・1 世帯あたり

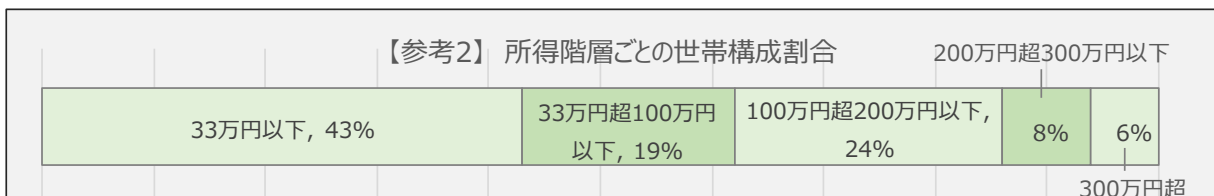
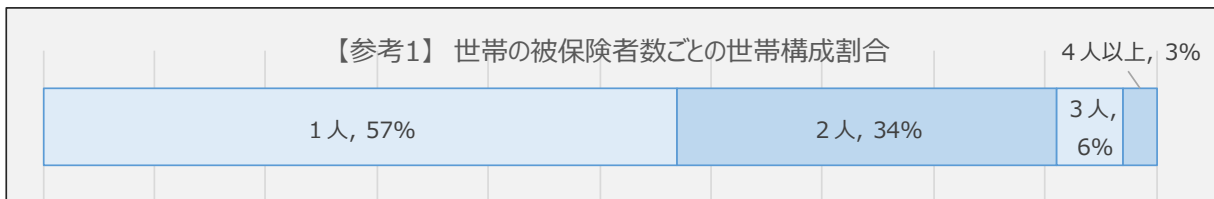
3 国民健康保険事業費納付金等の算定

① 国民健康保険事業費納付金(市町村が北海道へ納付する額)
 全道でかかる費用から公費等を除いた額を各市町村の被保険者数、世帯数、所得額、医療費等により配分



4 改正の影響 (モデル世帯の保険税額比較 (年額))

モデル世帯		現行	改定案	差額	増減率
1人世帯 (介護なし)	所得33万円以下	17,700	18,300	600	3.4%
	所得100万円	122,600	126,900	4,300	3.5%
1人世帯 (介護あり)	所得33万円以下	21,800	22,300	500	2.3%
	所得100万円	152,500	155,700	3,200	2.1%
2人世帯 (介護なし)	所得100万円	132,400	137,100	4,700	3.5%
2人世帯 (介護あり)	所得100万円	166,800	170,300	3,500	2.1%



5 所得及び世帯人数ごとの保険税額比較

(年額)

所得金額	換算収入(概数)		1人世帯(介護なし)				1人世帯(介護あり40歳~64歳)				2人世帯(夫婦)				3人世帯(夫婦+子1人)				所得区分別世帯割合 (H28年度)					
	給与	年金	改定案 税率	増減	増加率	現行税率	改定案 税率	増減	増加率	現行税率	改定案 税率	増減	増加率	現行税率	改定案 税率	増減	増加率	現行税率	改定案 税率	増減	増加率	超	以下	割合
33万円	98万円	103万円	17,700	18,300	3.4%	21,800	22,300	500	2.3%	32,700	33,300	600	1.8%	40,800	41,600	800	2.0%	40,800	41,600	800	2.0%	-	33万円	43.2%
40万円	105万円	110万円	36,100	37,400	3.6%	44,700	45,700	1,000	2.2%	62,700	64,100	1,400	2.2%	76,200	78,100	1,900	2.5%	76,200	78,100	1,900	2.5%	33万円	40万円	1.8%
60万円	125万円	130万円	63,200	65,500	3.6%	79,300	81,000	1,700	2.1%	86,500	88,300	1,800	2.1%	100,000	102,300	2,300	2.3%	100,000	102,300	2,300	2.3%	40万円	60万円	5.5%
80万円	145万円	157万円	91,800	95,000	3.5%	114,200	116,500	2,300	2.0%	110,300	112,500	2,200	2.0%	123,800	126,500	2,700	2.2%	123,800	126,500	2,700	2.2%	60万円	80万円	5.6%
100万円	167万円	183万円	122,600	126,900	3.5%	152,500	155,700	3,200	2.1%	166,800	170,300	3,500	2.1%	147,600	150,800	3,200	2.2%	147,600	150,800	3,200	2.2%	80万円	100万円	5.8%
150万円	240万円	250万円	170,100	176,000	3.5%	212,000	216,400	4,400	2.1%	248,100	253,200	5,100	2.1%	247,900	253,300	5,400	2.2%	247,900	253,300	5,400	2.2%	100万円	150万円	14.2%
200万円	312万円	317万円	217,600	225,100	3.4%	271,500	277,000	5,500	2.0%	307,600	313,800	6,200	2.0%	334,600	341,800	7,200	2.2%	334,600	341,800	7,200	2.2%	150万円	200万円	9.8%
250万円	380万円	383万円	265,100	274,200	3.4%	331,000	337,700	6,700	2.0%	367,100	374,500	7,400	2.0%	394,100	402,500	8,400	2.1%	394,100	402,500	8,400	2.1%	200万円	250万円	5.3%
300万円	443万円	445万円	312,600	323,300	3.4%	390,500	398,300	7,800	2.0%	426,600	435,100	8,500	2.0%	453,600	463,100	9,500	2.1%	453,600	463,100	9,500	2.1%	250万円	300万円	3.1%
400万円	568万円	563万円	407,600	421,500	3.4%	509,500	519,600	10,100	2.0%	545,600	556,400	10,800	2.0%	572,600	584,400	11,800	2.1%	572,600	584,400	11,800	2.1%	300万円	400万円	2.6%
500万円	689万円	681万円	502,600	519,700	3.4%	628,500	640,900	12,400	2.0%	664,600	677,700	13,100	2.0%	691,600	705,700	14,100	2.0%	691,600	705,700	14,100	2.0%	400万円	500万円	1.2%
600万円	800万円	795万円	597,600	617,900	3.4%	747,500	762,200	14,700	2.0%	783,600	799,000	15,400	2.0%	810,600	827,000	16,400	2.0%	810,600	827,000	16,400	2.0%	-	-	-
700万円	911万円	901万円	692,600	712,500	2.9%	852,600	872,500	19,900	2.3%	873,400	878,700	5,300	0.6%	879,400	884,900	5,500	0.6%	879,400	884,900	5,500	0.6%	500万円	-	2.0%
800万円	1,021万円	1,006万円	730,000	730,000	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	-	-	-

年金収入による所得金額は、65歳未満の方の所得計算により算出。

条件：夫婦はともに40歳~64歳、子は40歳未満。収入は夫婦のうち1名のみ。

7割軽減該当範囲

5割軽減該当範囲

2割軽減該当範囲

【1世帯あたり被保険者数の構成割合】

1人世帯57%、2人世帯34%、3人世帯6%、4人以上世帯3%